

沿岸広域振興局長告示第61号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成22年12月21日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宮古岩泉線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市山口五丁目103番1地先から201番16地先まで	新	B 77.1~16.5 m	m 297.2
	旧	A 6.9~11.2	267.1
		B 77.1~16.5	297.2

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
- (2) 期間 平成22年12月21日から平成23年1月21日まで